

# 中国立法法の改正について（1）

JICA長期派遣専門家  
弁護士 白出博之

## [目次]

はじめに

### 第1章 2015年中国立法法改正の概要

第1 立法法の全体構造

第2 本改正の趣旨等

第3 立法法の改正決定46項目

### 第2章 新立法法の主な内容

第1 『第一章 総則』関連

第2 『第二章 法律 第一節 立法権限』

第3 『第二章 法律 第二節 全国人民代表大会の立法手続』 ～以上まで本号

## [本文]

はじめに

2014年6月から開始され、現在も継続中である『市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト』では、中国の立法起草担当機関である全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下「全国人大」「法工委」という。）の弁公室をプラットフォームとして、同委員会担当室（国家法室〔2014年、2015年〕、経済法室〔2014年、2016年〕、刑法室〔2015年〕、社会法室〔2015年〕、行政法室〔2016年〕、民法室〔2016年〕）の立法起草研究に対して、法務省法務総合研究所国際協力部をはじめとする国内の関係機関及び専門家各位の多大なるご協力ご尽力により、日本法の知見を多角的・継続的に提供している。

そして2014年度に同プロジェクト最初の対象の一つとされたのが、「法を管理する法〔管法的法〕」と称される『中華人民共和国・立法法』（2000年3月15日成立、同年7月1日施行）の改正作業であり、同プロジェクトでは本邦研修及び現地セミナーを実施したところ<sup>1</sup>、2015年3月15日の第12期全国人大第3回会議において同法

<sup>1</sup> まず立法法改正のための本邦研修を2014年10月20日～30日、法工委国家法室メンバーを中心として東京、京都、三重において実施した。立法法改正に関連する質問事項に対して、ICDのご協力によって、法務省民事局、内閣法制局、衆議院法制局等の関連機関を、地方立法との関係では市橋克哉教授のご協力により京都市役所、三重県庁をそれぞれ訪問し、さらに白藤博行教授、只野雅人教授他による講義を通じて調査研究を行った。

また2014年12月1、2日には、人民大会堂賓館（北京市）にて、白藤博行教授、衆議院法制局・吉澤紀子氏を講師とした現地セミナー「中日立法制度国際研究会」を開催し、①中央と地方の立法権限、②授権立法、③審議機関の職責、④法律の改正、⑤立法計画、⑥法制統一の保障、⑦立法への公衆参加等の立法法改正論点をテーマとした研究討論を実施している。ご協力いただいた皆様に対して、本紙面

の改正決定が可決されている（同日に公布・施行。以下「本改正」という。）<sup>2</sup>。

以下本稿では、まず2015年中国立法法改正を概観し、次に新立法法の主な内容について、立法起草を担当した法工委国家法室による条文解説を中心に紹介したい。

## 第1章 2015年中国立法法改正の概要

### 第1 立法法の全体構造

立法法は、立法活動を規範化し、国の立法制度を整備し、立法の質を高め、立法の実効性を確保するために、立法基本原則、立法主体の立法権限、立法手続、各「法」の効力順位、法規衝突の解決ルール、立法監督について規定しており、その全体構造は次の通りである<sup>3</sup>。

#### 第一章 総則（1～6条）

#### 第二章 法律

##### 第一節 立法権限（7～13条）

##### 第二節 全国人民代表大会の立法手続（14～25条）

##### 第三節 全国人民代表大会常務委員会の立法手続（26～44条）

##### 第四節 法律解釈（45～50条）

##### 第五節 その他の規定（51～64条）

#### 第三章 行政法規（65～71条）

#### 第四章 地方性法規、自治条例及び単行条例、規章

##### 第一節 地方性法規、自治条例及び単行条例（72～79条）

##### 第二節 規章（80～86条）

#### 第五章 適用と備案審査（87～102条）

#### 第六章 付則（103～105条）

### 第2 本改正の趣旨等

まず本改正の趣旨等について、全国人大では次のように説明されている<sup>4</sup>。

『立法は国家の重要な政治活動であり、立法法は国家立法制度に関する重要な法律である。中国の現行立法法は、2000年に公布・実施されて以来、立法活動に対する規範化、中国的特色のある社会主義法律体系の形成・整備の推進、社会主義法治の建設推進において、重要な役割を發揮してきた。実務が証明するように、立法法が確立した立法制度は総合的に中国の国情に適合し、有効なものである。しかし、経済社会の発展と改革の不断の深化、立法業務活動の強化・改善に対する人民大衆の多くの期待、習近平同志を総書記とする党中央が提起した新たな要求により、立法業務活動は多くの新たな状況、新たな問題

をお借りして、改めて厚く御礼を申し上げます。

<sup>2</sup> 全国人民代表大会「中華人民共和国・立法法の改正に関する決定」につき、全国人大HPの下記URLを参照。[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-03/18/content\\_1930129.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-03/18/content_1930129.htm)

<sup>3</sup> 2000年立法法の全6章、計94条、1万0352字から、2015年新立法法では全6章、計105条、1万3923字に変更されている。

<sup>4</sup> 2015年3月8日「中華人民共和国・立法法改正案（草案）に関する説明」につき全国人大HPの下記URLを参照。[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-03/09/content\\_1916887.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-03/09/content_1916887.htm)

の解決を研究する必要に直面している。立法活動は、党と国家事業の全面的発展、ゆとりのある社会の全面的構築、改革の全面的深化、全面的な法に基づく国家統治、厳重な党治戦略の全面的配置において、ますます重要な役割を發揮していく。立法業務活動の新形勢、新任務のニーズに適応するため、党の第18次全国代表大会（2012年・以下「第18全大会」という。）と党の第18期3中全会（2013年）、4中全会（2014年）の精神を貫徹し、立法法施行以来の科学立法、民主立法の実務経験を総括し、適時に立法法の改正を行うことが特に必要である。かかる立法体制の改善は、立法の質と立法の効率を高め、国家法制の統一性を保障し、完備された法律規範体系を形成し、国家の統治体系と統治能力の現代化を推し進めて、社会主義法治国家を建設する上で、重要な現実的意義及び長期的意義を有している。

立法法改正の指導思想は、党の第18全大会と第18期3中全会、4中全会<sup>5</sup>の精神を貫徹して実施し、中国的特色のある社会主義の偉大な旗幟を高く掲げ、マルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「三つの代表」重要思想、科学的發展觀を指導に、習近平総書記の一連の重要講話精神を深く学習して徹底し、党の指導、人民が主人公となる、法に基づく国家統治の有機的統一を堅持し、立法の質の向上を重点とし、科学立法、民主立法を深く推進し、立法の牽引的・推進的な役割をよりよく發揮し、人大及びその常務委員会の立法活動における主導的役割を發揮させ、憲法を核心とする中国的特色のある社会主義法律体系を改善し、法に基づく国家統治を全面的に推進し、社会主義法治国家を建設することにある。

立法法改正作業において、立法機関は以下の点に留意した。第1に、党中央の政策決定、配置を真剣に貫徹し着実に実施する。中央の全面改革深化指導者グループの党の第18期3中全会、4中全会の二つの決定中の重要措置分担案の徹底実施に基づき、およそ立法法改正に関わる措置・要求は、立法法改正を通じて着実に実施する。立法法改正を通じて、立法体制を整備し、立法政策決定と改革の政策決定を統一し、相互に関連づけ、重大改革には法的根拠があり、立法が主導的に改革ニーズに適応し、改革と法治を同時に推進する。

第2に、重点を際立たせ、立法の質の向上を中心とした制度改善に注力する。立法の牽引的・推進的な役割を發揮するには、立法の質の向上がポイントとなる。これまでの全国人大及びその常務委員会と地方人大及びその常務委員会による科学立法、民主立法の面における実践経験を真剣に総括し、立法法改正を通じてさらに良い方法を抽出し固定させる。立法体制メカニズムと手続の改善を通じて、制定・改正された法律が党の主張と人民の意思の統一を正確に體現することができ、有効に実際の問題を解決するよう努める。

第3に、積極的かつ安定的に一步一步推し進める。各方面から立法法改正に関する意見・

---

<sup>5</sup> 「法治」を主題とした2014年10月中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議（第18期4中全会）では『中共中央の法に基づく国家統治を全面的に推進することに関する若干の重大問題に関する決定』が採択されており「憲法を核心とした中国的特色のある社会主義法治体系の構築」「社会主義法治国家の建設」が打ち出されている（同決定につき『依法治国七講』同書編写組編（人民出版社・2014）参照）。

建議が多数寄せられている。今回の立法法改正は部分改正であって、全面改正ではないが、改正しなくてもよいものは保留して改正せず、認識が比較的一致し、条件の熟したものについて補充・改善を行う。未だ認識が統一されていないものについては引き続き研究を深める。業務メカニズムと法律実施面に属する問題は、関連業務の強化改善を通じて解決する。憲法は立法法制定の根拠であり、立法法の改正、立法体制の改善も憲法に基づかなければならない。また全国人民代表大会組織法、全国人民代表大会議事規則、地方各級人民代表大会、地方各級人民政府組織法、各級人大常務委員会監督法等の法律との連携協調も必要である。』

さらに草案説明では、改正の主な内容として、Ⅰ) 立法体制の改善、Ⅱ) 立法手続の改善、Ⅲ) 法制の統一を保障するための立法ルールに機能的に整理分類した上で重要な新制度を列挙しているが、これに一審稿の草案説明や学説の指摘等を加えると以下のように整理できる<sup>6</sup>。

## I 立法体制の改善

- 1) 立法法の趣旨と根拠（1条）
- 2) 税收法定原則の徹底（8条6号）
- 3) 授權立法の整備（10条, 12条）
- 4) 立法と改革の関連付けを実現（13条）
- 5) 設区市に対する地方立法権の付与等（72条, 73条）
- 6) 部門規章・地方政府規章の根拠と権限範囲を明確化（80条, 82条）

## II 立法手続の改善

- 1) 立法における人民代表大会の主導的役割の発揮
  - ①全国人大常務委員会の立法に対する統一調整を強化（50条, 51条）
  - ②全国人大代表が立法における役割を十分に発揮（16条, 36条）
  - ③立法が改革・発展の促進における役割を発揮（1条, 13条）
- 2) 科学立法, 民主立法（1条, 5条, 6条）の仕組みと手続の整備
  - ①立法の質の向上と法律の執行可能性を強化（1条, 6条）
  - ②起草体制の健全化（53条）
  - ③立法論証, 公聴等の規定を整備（36条, 52条）
  - ④法律草案パブリックコメントの整備（37条）
  - ⑤法案審議体系の健全化（30条, 41条, 43条）
  - ⑥法案の可決前評価（39条）, 法律の整理（60条）, 関連規定の制定（62条）, 立法後評価を整備（63条）
  - ⑦立法公布媒体（58条, 71条, 79条, 86条）
- 3) 行政法規制定手続の改善（66条, 67条）

<sup>6</sup> 前掲注3) 草案説明の「三、立法法改正案草案の主要内容」, 張青波主編『新立法法は我々の生活に如何に影響するか』(人民出版社・2015年5月) 19~29頁, 2016年1月4日付檢察日報「2015年中国の十大立法」<http://finance.sina.com.cn/sf/news/2016-01-04/122815554.html> 参照。

### Ⅲ 法制の統一を保障するための立法ルール

- 1) 備案審査の強化（98～101条）
- 2) 司法解釈の適正化と監督（104条）

#### 第3 立法法の改正決定46項目

2015年3月15日『中華人民共和国・立法法』の改正決定は、以下の46項目である<sup>7</sup>。

- 1 【立法法の趣旨と根拠】 1条
- 2 【民主立法原則】 5条
- 3 【科学性原則】 6条
- 4 【全国人大及びその常務委員会に専属する立法権】 8条
- 5 【授權規則】 10条, 12条
- 6 【法律規定の暫定的調整・停止】 13条
- 7 【常務委員会による法律案先行審議・全国人大代表の意見徴求】 16条
- 8 【法律草案の事前配布と全国人大代表の会議列席】 28条
- 9 【三審制の例外】 30条
- 10 【法律委員会による法律案の統一審議】 33条
- 11 【法律案に対する意見聴取】 36条
- 12 【法律案のパブリックコメント募集】 37条
- 13 【可決前の評価】 39条
- 14 【重大問題の処理】に関する旧38条の削除
- 15 【表決可決と単独表決】 41条
- 16 【包括表決と個別表決】 43条
- 17 【立法における人大の主導的役割の発揮】 51条
- 18 【全国人大常務委員会の立法規画, 年度立法計画】 52条
- 19 【専門委員会, 常務委員会工作機構による法律草案の起草】 53条
- 20 【法律案付属文件資料の提出】 54条
- 21 【主席令の内容と法律の掲載】 58条

---

<sup>7</sup> 改正決定に条文見出しは付されていないが、全国人大法工委による新立法法条文解説等を参考に筆者が付したものである。以下で引用する基本文献は、①全国人大法工委国家法室編著『立法法積義』（法律出版社・2015）、②全国人大法工委国家法室主任武增主編『立法法解説』（中国法制出版社・2015）、③鄭淑娜主編、郭林茂副主編『立法法積義』（中国民主法制出版社・2015）、④喬曉陽主編『立法法の読み方と積義』（中国民主法制出版社・2015）であり、詳細なものとして⑤憑玉軍主編『新立法法条文精積と適用指引』（法律出版社・2015）がある。中国の立法体制に関する日本語文献として江利紅『現代中国の統治機構と法治主義』（中央経済社・2012）の第3章「中国の人代制度と法治主義」、第4章「現代中国の立法と法治主義」、高原明生・丸川知雄・伊藤聖編『社会人のための現代中国講義』（東京大学出版会・2014）の第3講「法・中国法の枠組みと役立ち方」（高見澤磨執筆）、高見澤磨・鈴木賢・宇田川幸則『現代中国法入門 [第7版]』（有斐閣・2016）66～111頁、高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』（東京大学出版会・2017）の第1章「法源」、第2章「中国共産党と法」、第4章「統治機構」を参照。

- 2 2 【法律の改正と廃止】 5 9 条
- 2 3 【法律草案とその他の法律との連携処理】 6 0 条
- 2 4 【法律文書の区分表記方式】 6 1 条
- 2 5 【専門事項の付属規定】 6 2 条
- 2 6 【立法後評価】 6 3 条
- 2 7 【国务院年度立法計画と行政法規の立案】 6 6 条
- 2 8 【行政法規の起草と意見聴取】 6 7 条
- 2 9 【行政法規の公布主体】 7 0 条
- 3 0 【行政法規の公布媒体】 7 1 条
- 3 1 【地方性法規の制定主体, 原則】 7 2 条
- 3 2 【地方性法規の権限】 7 3 条
- 3 3 【地方性法規の公布手続】 7 8 条
- 3 4 【地方性法規の公布媒体】 7 9 条
- 3 5 【部門規章の制定主体, 根拠と権限の範囲】 8 0 条
- 3 6 【地方政府規章の制定主体, 根拠と権限の範囲】 8 2 条
- 3 7 【規章公布手続】 8 5 条
- 3 8 【規章の公布媒体】 8 6 条
- 3 9 第五章の章名を「第五章 適用と備案審査」に改める。
- 4 0 【地方性法規, 地方政府規章の効力等級】 8 9 条
- 4 1 【提出と備案】 9 8 条
- 4 2 【受動的審査と能動的審査】 9 9 条
- 4 3 【審査手続】 1 0 0 条
- 4 4 【審査状況のフィードバック】 1 0 1 条
- 4 5 【軍事法規, 軍事規章の制定】 1 0 3 条
- 4 6 【司法解釈制定原則と備案】 1 0 4 条

## 第2章 新立法法の主な内容

### 第1 『第一章 総則』関連

決定一 第1条を次のように改める。

#### 【本法の立法趣旨と根拠】

第1条 立法活動を規範化し、国家の立法制度を整備し、立法の質を高め、中国の特色のある社会主義法律体系を完全なものとし、立法の牽引的及び推進的な役割を発揮させ、社会主義民主を保障しかつ発展させ、法に基づく国家統治を全面的に促進し、社会主義法治国家を建設するために、憲法に基づき本法を制定する。

本条は、立法法の趣旨と根拠に関する規定である（一部改正）。

## 1 本法の立法趣旨

旧法第1条では「立法活動を規範化し、国の立法制度を整備し、中国の特色のある社会主義法体系を構築し、充実させ、社会主義民主を保障し、発展させ、法に基づく国家統治を推進し、社会主義法治国家を構築する。」と定めていた。これに対して本改正では以下の点を改めている。すなわち、

1)「立法の質の向上」が立法における基本的要求であることを明確にした。中国の特色のある社会主義法律体系が既に形成された新しい出発点において<sup>8</sup>、党の第18全大会及び第18期3中全会、4中全会では法律体系の整備、立法の質の向上について明確な要求が提起された。同時に、法治を通じて社会の公平・正義を実現し、立法を通じて発展における実際の問題を解決することに対する多くの人民大衆の期待値が次第に高まるなかで、立法に対する要求は、既に存在するかしないかではなく、良いか悪いか、有用であるか否か、問題が解決できるか否かという段階に至っている。立法の質の高さを測るには、法律が客観的規則性を反映しているか、人民の意向に合致するか、実際の問題を解決できるか否かを見なければならず、有用であり、実施することが重視されている。したがって、立法の質の向上に注力することは、現在及び今後の立法業務活動における最重要課題である。

2)「立法の牽引的及び推進的役割を發揮させる」規定を追加した。立法は法治建設における最も重要な段階で、社会の利害関係を調節するための重要な方式であり、改革のリスクを取り除き、改革の深化を推進する有効な手段である。現在中国は改革の全面的深化の重要な時期に入っており、立法の機能においても実務の総括、経験抽出の重視から、牽引の重視、先見性の強化への転換を図らなければならない。立法の牽引的・推進的役割を發揮させるとは、法的手段を運用して利害関係の調整を図り、党の政策・主張を確実に社会全体が一体となって遵守する法律規則とすることを重視することである。また、制度上、法律上から改革における根本的、全体的及び長期的な問題の解決を図り、トップダウンデザインと先行試行（全国に先駆けて新たな政策を試行すること）、革新模索とを有機的に結合し、立法を通じて社会の共通認識を形成し、制度の刷新を推進し、改革の進展を牽引することを重視することである。重大な改革には全て法的根拠がなければならないという中央が提起した要求は、法治の牽引的・推進的役割を發揮させ、立法及び改革に関する政策決定との間の連続性を実現し、改革及び経済・社会の発展におけるニーズに立法が主体的に適応し、改革及び法治を同時に推進しなければならないことである。

3)「法に基づく国家統治を「全面的に」推進する規定を追加した」。党の第18期4中全

<sup>8</sup> 2011年3月10日第11期全国人大第4回会議において「中国の特色のある社会主義法律体系の形成」が宣言された当時における有効な法律は239、行政法規690余、地方性法規8600余であり、立法法の改正過程（2014年9月）では、法律が242、行政法規が737、地方性法規が約8500であった。これに対して同時期（2014年8月）の日本の状況は法律1924、政令2060、府省令3623であった。

会では法に基づく国家統治の全面的推進について戦略的手配が行われ、法に基づく国家統治の全面的推進に関する指針となる考え方、総目標、基本原則、総体的配置、重要措置と任務に関する要求が提起された。「法に基づく国家統治の全面的推進」は、系統的事業であり、国家統治分野における広く深い革命であり、その総目標は中国的特色のある社会主義法治体系の構築である。この体系には整備された法規範体系<sup>9</sup>、高効率の法治実施体系、厳密な法治監督体系、強力な法治保障体系、整備された党内法規体系の計5つの小体系を含む。このうち、整備された法規範体系は体系全体の中の重要な構成部分をなし、中国的特色のある社会主義法治体系の構築の前提である。「法に基づく国家統治の全面的推進」という総目標において、立法業務の強化及び改善、憲法を核心とする中国的特色のある社会主義法律体系の充実化は、重要な位置にあり重要な役割を担うものと言うことができ、本改正ではこれらの点を強調して規定が置かれている。

## 2 憲法が立法法の立法における根拠であること

憲法は国の根本法であり、国の根本的制度及び根本的任務が規定されており、最も高い法的効力を有する。全ての法律は憲法を根拠としなければならない、かつ憲法に抵触してはならない。同様に立法法も憲法を根拠にして制定されなければならない（本条後段）。

憲法は「中華人民共和国は法に基づく国家統治を実施し、社会主義法治国家を建設する。国は社会主義法制度の統一及び尊厳を擁護する。」旨を規定し（5条1、2項）、かつ立法体制について明確に規定し（58条、67条）、立法の関連問題について一連の規定を置いている<sup>10</sup>。憲法の一連の関連規定は、立法法を制定するための根拠であり基礎である。立法法は憲法を根拠とし、立法業務において遵守すべき基本原則、法律、行政法规、地方性法規、自治条例及び単行条例、規章に関する個別権限の範囲、制定手続、授權立法、法律の解釈・適用と備案等の問題について、全面的・具体的に規定している。このように憲法は立法法制定の根拠であり、立法法の改正も憲法に基づき、憲法を遵守し、かつ関連する他法律との関係に注意しつつ、それをよりよく処理するよう強調する必要がある。

※参考文献）前掲①1～7頁。②1～5頁。③1～4頁。④43～46頁参照。

<sup>9</sup> 前掲注4）記載の4中全会決定に関する説明の「二、憲法を核心とする中国的特色のある社会主義法律体系を整備し、憲法の実施を強化する」では、立法分野での課題として①憲法の実施及び監督制度を整備すること、②立法体制を整備すること、③科学立法、民主立法を更に推進すること、④重点分野における立法を強化することが指摘されている。

<sup>10</sup> 憲法には法律事項の規定が45か所あり、具体的には、憲法第78条「全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会の組織及び業務手続は、法律が規定する。」、第86条3項「國務院の組織は、法律が規定する。」、第95条2項「地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府の組織は、法律が規定する。」、第10条4項「土地の使用権は、法律の規定に基づき譲渡することができる。」、第13条2項「国は、法律の規定に基づき公民の私有財産権及び相続権を保護する。」、第56条「中華人民共和国の公民は、法律に基づき納税する義務を有する。」と定めている。

**【本法の調整範囲】**

第2条 法律，行政法規，地方性法規，自治条例及び単行条例の制定，改正と廃止については，本法を適用する。

2 国务院の部門規章及び地方政府規章の制定，改正及び廃止については，本法の関連規定に基づいて実行する。

**【立法における憲法基本原則の遵守】**

第3条 立法は，憲法の基本原則を遵守し，經濟建設を中心とし，社会主義の道を堅持し，人民民主專政を堅持し，中国共産党による指導を堅持し，マルクス・レーニン主義，毛沢東思想及び鄧小平理論を堅持し，改革開放を堅持しなければならない。

**【法に基づく立法・社会主義法制の統一と尊厳】**

第4条 立法は，法定の権限及び手続に基づいて，国家全体の利益を出発点とし，社会主義法制の統一と尊厳を維持保護しなければならない。

第2条は立法法の調整範囲，第3条は立法における憲法の基本原則の遵守，第4条は法に基づく立法・社会主義法制の統一と尊厳に関する規定である。

憲法及び長年の立法活動経験を総括し，立法法は，立法における基本原則として，①憲法の基本原則を遵守する原則（合憲性原則・3条，87条），②社会主義法制の統一と尊厳を維持保護する原則（法制統一原則・4条），③人民の意思を体現し人民の利益を維持保護する原則（民主立法原則・5条），④実際から出発した指導原則を堅持する原則（科学合理性原則・6条），⑤法定権限と手続に依拠すべき原則（法治原則・4条）を採用している<sup>11</sup>。

**決定二 第5条を次のように改める。**

**【民主立法原則】**

第5条 立法は，人民の意思を体現し，社会主義民主を發揚し，立法の公開を堅持し，多様な方法による人民の立法活動への参加を保障しなければならない。

本条は民主立法・立法における民主原則に関する規定である（一部改正）。

**1 民主立法原則の意義**

1) 民主立法とは，人民の共通の意思を真の意味で最大限に反映し，人民の民主的権利を十分かつ最大限に実現し，人民の根本的利益を確実かつ最大限に擁護することを法律に求めることである。人民が国の立法活動に積極的に参加することにより，国の全ての権力が人民に属すること（憲法2条）が十分に体現され，人民が国の主人であるという社会主義民主原則が体現される。民主立法の核心は，立法は人民のための，人民によるものでなければならない点にあるが，その実現には人民の主体的地位を堅持

<sup>11</sup> 立法基本原則について蘇東編著『人大代表法律知識讀本』（中国法制民主出版社・2013）239頁，徐向華主編『立法学教程 [第2版]』（北京大学出版社・2017）47～66頁，楊臨宏著『立法学：原理，制度と技術』（中国社会科学出版社・2016）79～90頁参照。法律留保原則（8条）を強調し，立法指導思想と立法原則を峻別するものとして劉華主編『立法法』（北京大学出版社・2008）68～93頁参照。

し、大衆路線を徹底し、民主を十分に発揚し、人民が各種手段を通じて秩序正しく立法に参加できるよう保障し、これまで以上に立法が人民の実情を反映し、人民の意思と知恵を集めたものとする必要がある。

2) 人民大衆による国の立法活動への参加は、主に次の点で実現される。すなわち、① 民主的選挙により各級人民代表大会代表を選出し、人民代表大会代表が国家権力機関の活動に参加する中で人民の意見要求を反映させること、及び②関連国家機関がその立法活動において公民が秩序正しく立法活動に参加できるルートを開拓し、人民大衆の意見を幅広く聴取することである。

## 2 立法体制・立法手続との関係

1) 人民大衆が多様な手段を通じて立法活動に参加することは、立法の民主性、科学的合理性を強化するのに有用である。長年の立法実務において、全国人大及びその常務委員会は既に民主立法に関する実効性ある方式を構築し、2000年立法法制定時には実務経験を総括して、書面による意見募集、立法座談会、論証会、公聴会の開催、法律案の社会への公表とパブコメ募集の実施等を定めており<sup>12</sup>、かかる方法には公民による国の立法活動への参加を保障する積極的作用が認められた。

2) そして党の第18期3中全会、4中全会では、立法機関が主導し、社会各方面が秩序正しく立法活動に参加できるルートと方式を整備し、公民が秩序正しく立法活動に参加できるルートを開拓し、法令・規章案に関するパブコメ募集制度と採用状況のフィードバック体系を整備し、公開原則を立法全過程に徹底する要求が提起されていた。これを踏まえて本改正では、上記3中全会、4中全会決定の趣旨を徹底的に実施し、立法において民主を発揚し、人民による各種手段を通じた立法活動への参加を保障することにつき、いくつかの補充修正を行った。すなわち、①立法の公開性を強化した。第12期全国人大第3回会議の立法法改正案審議において、代表から立法法の中に立法の公開原則を追加すべき、法律案につき社会に対するパブコメ実施期間を適度に延長し、法令・規章を統一的に掲載し社会の各方面が理解、検索しやすいようにすべし等の提言がなされた。かかる意見に基づき、まず民主立法原則に関する本条に「立法の公開を堅持する」内容が追加されている。

②さらに本改正では立法の論証、聴聞、法律案パブコメと採用状況のフィードバック体制を整備し、書面による意見募集に関する制度を充実させ、下級人民代表大会への意見募集体制を整備し、論証会、公聴会を開催する事由、参加者等に関する規定を設けている（36条、37条、52条等で後述）。

※参考文献) 前掲①23～26頁、②19～22頁、③15～17頁、④57～59頁参照。

<sup>12</sup> 1982年憲法から2000年立法法施行までに実施されたパブコメは法律案9件に関するものだったが、2000年立法法施行から2015年立法法改正までに法律案72件のパブコメが実施されている。また2013年3月の第12期全国人大常務委員会からは法律案パブコメ業務が改善され、まず初回審議稿のパブコメを行い、さらに第2回審議稿もパブコメを行うという2度のパブコメ実施が常態化しており、パブコメの表明及び採用状況のフィードバック体系が段階的に整備されている（前掲参考文献①24頁参照）。

決定三 第6条を次のように改める。

**【科学合理性原則】**

第6条 立法は、現実を出発点とし、経済社会の発展と改革の全面的深化の要求に適応し、科学的合理的に公民、法人及びその他の組織の権利と義務、国家機関の権力と責任を規定しなければならない。

2 法律規範は明確、具体的であり、的確性及び執行可能性を具えなければならない。

本条は、科学立法・立法における科学合理性原則に関する規定である（一部改正）。

**1 科学立法の意義**

科学立法・立法における科学合理的原則とは、社会関係を調整する客観的規則性を正しく反映、体现し、同時に法体系に内在する規則性に従うことを法律に求めることである。科学立法の核心は、立法が規則性を尊重、体现すべき点にあるが、その実現には、科学的理論を指針として、国情・実情から出発し、公民、法人及びその他組織の権利と義務を科学的合理的に規範化し、国家機関の権力と責任を科学的合理的に規範化することによって、法律が経済・社会の発展における要求を満たし、真の意味で実践と歴史の検証に耐え得るようにしなければならない。

**2 立法は経済・社会の発展及び改革の全面的深化の要求に適応すべき（本条1項）**

- 1) 国情・実情から乖離した立法は、砂上の楼閣、机上の空論として無意味なだけでなく、立法の正しい方向からも外れる結果となる。中国は人民民主專政の社会主義国家で、広大な国土、膨大な人口を有する国であり、各地の政治、経済、文化の発展状況は不均衡である。改革開放以来、中国の経済・社会の発展は世界が目を見張る成功を収めたとはいえ、依然、中国は発展途上国で社会主義の初歩段階にあり、この状態は今後も長期的に続くことが予想される。日増しに増大する人々の物質的需要と立ち遅れた社会生産力との間の矛盾は変わらず、発展は現在も中国の全ての問題を解決する鍵であり、これは中国における最大の国情・実情である。かかる中国の国情を正しく認識することは、立法業務を着実に進めるための基本的出発点である。
- 2) 党の第18全大会では改革開放の全面的深化という目標・任務が提起され、第18期3中全会では「改革の全面的深化」につき配置が行われた。改革は掘り下げた革命であり、各分野の重大な利害関係の調整に関わり、各方面の重要な体制・機構の整備にも関わる。中国の改革は既に最も難しい問題に取り組む時期と改革難度が増した領域に突入している。各分野・各方面における改革を掘り下げるために、体制・機構の刷新を推進し、関連制度の構築を強化しなければならないが、これらはいずれも法体系整備と密接に関係する。立法業務の強化改善を図り、改革の牽引、推進、保障における立法の重要な役割を十分發揮させ、改革の政策決定を立法の政策決定と結びつけ、重大な改革には法的根拠があり、立法において主導的に改革に適応する状況を実現し、改革と法治を同時に推進すべきである。適切な時期に新しい法律を制定しても実践に関する条件が整わず先行試行が必要な場合には、法定手続に従って授權を行わ

なければならない。改革に関する要求に適応しない法令は、速やかに改廃し、法定手続を通じて党の主張を国の意思に転換できるよう努め、法治路線に沿って改革開放という偉大な事業を継続的に推進しなければならない。

以上を踏まえて、本改正では「経済・社会の発展及び改革の全面的な深化の要求に適応」すべしとの規定が追加されている（本条1項）。

### 3 法規範は明確かつ具体的で的確性と執行可能性を具えるべき（本条2項）

1) 上述のように本法1条で「立法の質の向上」が立法の基本要求であることを明確にし、さらに法令によっては実際問題を解決するための有効性が不十分で、的確性（立法目的への適合性）や執行可能性が高くないという問題に対応すべく、本改正では「法規範は、明確、具体的で、的確性及び執行可能性を具えなければならない」との規定を追加し、これを立法原則として確定している（本条2項）。

2) 的確性の強化とは、経済・社会の発展の中で早急に解決が必要な現実的問題と密接に寄り添って立法業務を行うべきことである。特に改革の重点分野とポイントとなる段階を把握し、調査を掘り下げ、「問題に対する立法、立法による問題の解決」を実現し、客観的規則性を把握して着実に制度設計を行い、「鍵となる条項」に重きを置き、法律で規定する内容について利害関係を科学的・合理的に調整し、現実の問題が真の意味で解決されるようにしなければならない。立法のモデル及び体裁においては、規模や網羅性を求めず、必要なものに絞って制定し、有用性と実施を重視すべきである。

3) 法律の生命力はその実施にある。よって法律は執行可能性（操作可能性、運用性）を具えなければならない。そうしてこそ効果的な実施が可能となる。第12期全国人大以来、全国人大常務委員会の指導者は、法律の執行可能性を強化し、法律規範において「具体的にできる内容はできる限り具体的に、明確にできる内容はできる限り明確にする」ことを提起してきた。これにより立法活動では法律が調整する社会関係を研究によって明確にし、法規範を科学的かつ厳密に制定することが求められ、法律で明確に規定できる内容は、できる限り詳細に規定する必要がある。

法律規範を明確かつ具体的なものとし、それに的確性及び執行可能性を具えさせるために、立法活動において立法前に論証を行い、立法中に調査研究を行い、立法後に評価を行う等、各段階における業務強化が求められ、特に立法に向けた調査研究の強化や各方面からの十分な意見聴取に注力する必要がある。立法法が提起するこの科学合理性原則は、全ての法律・行政法規等の制定においても等しく遵守されなければならない。

※参考文献) 前掲①26～32頁, ②22～29頁, ③17～22頁, ④59～65頁参照。

**【全国人大及びその常務委員会の立法権限】**

第7条 全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会は、国家立法権を行使する。

2 全国人民代表大会は、刑事、民事、国家機構及びその他の基本法律を制定・改正する。

3 全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会が制定すべき法律を除くその他の法律を制定・改正し、全国人民代表大会の閉会期間において全国人民代表大会が制定した法律に対する部分的補充・改正を行う。但し当該法律の基本原則に抵触してはならない。

本条は全国人大及びその常務委員会が有する立法権限に関する規定であり、その内容は憲法第58条、第62条及び第67条の規定に由来する。

**1 中国の立法体制について**

中国は統一的な、単一国家であるが、各地方の経済・社会の発展は不均衡である。かかる国情に適応して、国家の最高国家権力機関たる全国人大（憲法57条）が立法権を集中的に行使する前提の下、法律が全国で統一的に実施され、各地方の千差万別で異なる状況のニーズに適応し、実践において実施可能となるよう、憲法及び立法法は、憲法が国家機構について定める「中央による統一的指導の下、地方の主体性と積極性を十分に発揮させる原則」（憲法3条4項）に基づき、中国の統一的・階層的な立法体制が確立されている。

- 1) 全国人大及びその常務委員会が国の立法権を行使する（憲法58条、立法法7条）。
- 2) 国務院は憲法及び法律に基づいて行政法規を制定する（憲法89条、立法法65条）。
- 3) 地方人大及びその常務委員会は地方立法権を行使し、地方性法規を制定する。
- 4) 法律に基づく部門規章、地方性規章の制定、である。

憲法に基づき全国人大は、憲法を改正し、憲法の実施を監督し、さらに刑事、民事、国家機構及びその他の基本法律は全国人大がこれを制定・改正する（憲法62条1～3号）。全国人大閉会期間においては、全国人大常務委員会が全国人大の制定した法律の部分的改正をすることができるが、当該法律の基本原則に抵触することは許されない（同67条3号）。そして立法法は、全国人大及びその常務委員会の立法権限を区分し、憲法規定に依拠して規定を追加しているのである。

**2 基本法律と一般法律**

刑事、民事、国家機構及びその他の「基本法律」の制定・改正は全国人大が行い（本条2項）、それ以外の法律（一般法律）については常務委員会が制定・改正を行う（本条3項）。常務委員会は、全国人大閉会期間には、全国人大が制定した法律に対して部分的

<sup>13</sup> 立法法第二章は全五節からなり、第一節・立法権限では主に全国人大及びその常務委員会の立法権限、専属立法権及び授權立法等を、第二節は全国人大の立法手続を、第三節は全国人大常務委員会の立法手続を、第四節は法律解釈を、第五節・その他の規定では主に全国人大及びその常務委員会の立法における主導的役割の發揮、立法規画、立法計画、法律草案の起草、署名、公布及び立法技術の規範等について規定している。

補充・修正をし（但し当該法律の基本原則に違反してはならない）、また全国人大に提出されるべき法律案提出を受けて先に審議する機能も有する（本条3項，16条）。「基本法律」の意義は必ずしも明確ではないが、法工委国家法室によれば「基本法律とは、ある種の社会関係（公民の基本的権利義務関係，国家政治生活の基本制度，国家主権等に関わるもの，国家経済及び社会生活中の一部分に関する基本関係）に対して調整及び規範化を行い，国家及び社会生活において全面的，長期的，普遍的かつ根本的な規範意義を有するもの」と説明されている<sup>14</sup>。そして基本法律の範囲には，刑事的基本法律（刑法，刑事訴訟法等），民事的基本法律（民法通則，物権法，契約法，婚姻法，継承法，民事訴訟法等），国家機構の基本法律（全国人民代表大会組織法，人民法院組織法，人民検察院組織法，立法法等）及びその他の基本法律（兵役法，教育法，工会法等）が含まれる。  
※参考文献）前掲①33～38頁，②30～36頁，③23～28頁，④24，66～71頁参照。

決定四 第8条に一号を追加し，第六号とする。また，第六号を第七号に，第八号を第九号とし，以下のように改める。

【全国人大及びその常務委員会に専属する立法権】

第8条 以下に定める事項については，法律によってのみ制定できる。

- (一) 国家主権に関する事項
- (二) 各級人民代表大会，人民政府，人民法院及び人民検察院の設立，組織と職権
- (三) 民族区域自治制度，特別行政区制度，基層大衆自治制度
- (四) 犯罪及び刑罰
- (五) 公民の政治権利を剥奪し，人身の自由を制限する強制措置及び処罰
- (六) 税種の設定，税率の確定及び税収徴収管理等の税収に関する基本制度
- (七) 非国有財産の徴収，徴用
- (八) 民事基本制度
- (九) 基本経済制度並びに財政，税関，金融及び対外貿易の基本的制度
- (十) 訴訟及び仲裁制度
- (十一) 全国人民代表大会及びその常務委員会が必ず法律を制定すべきその他の事項

本条は全国人大及びその常務委員会に専属する立法権に関する規定である（一部改正）。

法制統一を保障し，立法の矛盾を避けるために，立法法では立法権限が区分されているが，その中で最も重要な制度が全国人大及びその常務委員会の専属的立法権限に関する本条である。つまり全国人大及びその常務委員会のみが法律の制定権限を有するとして旧立

<sup>14</sup> 前掲参考文献①36頁以下参照。実際は「基本法律」に該当する三大訴訟法の改正のうち，刑事訴訟法（2012年3月）は全国人大で決定されたが，民事訴訟法（2012年8月）・行政訴訟法（2014年11月）は常務委員会での決定である。他方，基本法律たる民法の一部を構成する権利侵害責任法（2009年12月）のように常務委員会での制定例も現れており，「基本法律」該当性は，憲法解釈権を有する全国人大及びその常務委員会の判断によって決せられているとも指摘される（前掲注7）高原他編216頁参照）。

立法法8条は10項目の専属的立法事項を規定していたが、この問題を明確にすることは、国務院の行政法規、地方性法規等の権限との区分問題を解決するのにも有用である。旧立法法の公布施行から15年間の実践は、全国人大及びその常務委員会の専属立法権規定が、中国の特色のある社会主義法律体系形成と法制統一の保障について、重要な作用を發揮していることを示している。

### 1 専属的立法権の意味

専属的立法権とは、一定の範囲内で社会関係を規範化する事項について、特定の国家機関のみが法規を制定することができる権限である。特定の国家機関の専属的立法権に属する事項については、その他いかなる機関も授権を受けずに立法を行うことはできず、またその他の機関が授権を受けていないが立法を行う必要があると判断する場合でも、自ら立法を行うことはできず、専属的立法権を有する機関に立法動議を提出することしかできない。

### 2 全国人大及びその常務委員会の専属的立法権を区分する必要性

全国人大及びその常務委員会は、国の最高権力機関として非常に広範な立法権を有する。したがって全国人大及びその常務委員会の立法権について逐一列挙することは不要かつ困難である。しかし中国の立法体制から考えた場合、全国人大及びその常務委員会の専属的立法権について、できる限り具体的に列挙することがなお必要であり、その理由は次のとおりである。

- 1) 立法が人民の意思及び利益を真の意味で體現し、国家統一及び国内市場の統一を維持するためには、重要な立法権は全国人大及びその常務委員会が直接に行使する必要がある。中央の行政機関及び地方の国家機関は特別な授権を受けなければ行使することはできない。
- 2) 中央レベルでは、全国人大及びその常務委員会と国務院の立法権を区分することにより、国務院がさらに円滑に行政法規制定を通じて行政管理に関する職権を行使するのに役立つからである。立法実務から見ると、法律及び行政法規の対象範囲の境界線を区分するいくつかの基準が既に確立されており、一定の経験が蓄積されている（例えば、刑事、民事、国家機関に関する事項は法律で規定し、行政機関内部において全国的に統一が必要な業務制度・業務手続は行政法規で規定することができる）。
- 3) 地方レベルでは、全国人大及びその常務委員会の専属的立法権を区分することは、各地が国家法制の統一を維持することを前提として、現地の具体的状況及び実際の必要性から出発して立法の主体性及び積極性を喚起し、早急に地方の法整備の歩みを加速させ、それにより法による地方事務管理をさらに円滑に行うのに役立つ。
- 4) 中央の立法機関の専属的立法権を明確に区分する方法は、圧倒的多数の国家で実際に採用されている方法であり、かかる諸外国の経験も参考にされている。

### 3 全国人大及びその常務委員会の専属的立法権の範囲

憲法規定に基づき、各方面の立法経験を総括し、旧立法法8条では法律でのみ制定できる事項として10項目が列挙されていたが、新立法法では1項目が追加されて計11

項目とされている。

- 1) 国家主権に関する事項（第1号）。すなわち、国の領土、国防、外交、国籍、中国公民の出入国・外国公民の出入国の管理、国旗、国章、国歌等の国家主権に関する事項である。
- 2) 各級人民代表大会、人民政府、人民法院及び人民検察院の設置、組織、職権（第2号）。例えば、選挙法、代表法、全国人大組織法、国務院組織法、人民法院組織法、人民検察院組織法、地方各級の人民代表大会及び人民政府組織法、全国人大議事規則、全国人大常務委員会議事規則等の法律を既に制定し、各級の権力機関、行政機関、裁判機関、検察機関の設置、組織、職権について全面的な規定を置いている。
- 3) 民族区域自治制度、特別行政区制度、基層大衆自治制度（第3号）。例えば民族区域自治法、香港・マカオの特別行政区基本法、居民委員会組織法、村民委員会組織法がある。
- 4) 犯罪及び刑罰（第4号）。刑法及びこれを修正補足する関連の修正案がある。
- 5) 公民の政治的権利を剥奪し、人身の自由を制限する強制措置及び処罰（第5号）。
- 6) 税種の設定、税率の確定及び租税徴収管理等の租税に関する基本制度（第6号・新設規定）。

本号は税法法定原則を実施徹底するため新たに追加した内容である。税法法定原則は憲法で確立された基本原則であり、憲法第56条では「中華人民共和国の公民は、法律に従って納税する義務を有する。」と規定し、これによれば法律で規定されていなければ納税義務はなく、徴税する権限もない。そして税法法定原則については、租税徴収管理法第3条のほか、旧立法法第8条8号では専属的法律日項として「基本的な経済制度並びに財政、租税、税関、金融及び外国貿易に関する基本制度」を規定していた。

このように憲法及び旧立法法によれば、租税立法権は全国人大及びその常務委員会に属している。もっとも、改革開放初期に、租税制度の構築・整備において交錯した複雑な状況に直面し、同時に関連する経験が少なかったことを踏まえ、全国人大及びその常務委員会は2つの授権決定を公布して国務院に授権を行い、租税制度改革を含む経済体制改革と対外開放について、関連法律及び全国人大及びその常務委員会の関連決定基本原則に抵触しないことを前提に、憲法に基づいて暫定的な規定又は条例を制定できるようにした<sup>15</sup>。この2つの授権決定に基づき、18種類の租税中で、個人所得税、企業所得税、自動車・船舶税の徴収は法律で規定され、それ以外の15種類の租税は行政法規で定めていた。実際の効果から見ると、国務院が授権に基づき租税条例を制定することは、多くの税種、多くの段階を有する租税体系を基本的に構築する上で重要な役割を果たしている。しかし同時にこの租税制度の構造と税法法定原則と

---

<sup>15</sup> 具体的には「商工税制の改革に係る租税条例草案の公布試行を国務院に授権することに関する全国人大常務委員会の決定」（1984年制定、2009年6月廃止）及び「経済体制改革及び対外開放における暫定的な規定又は条例の制定を国務院に授権することに関する全国人大の決定」（1985年）である。

の間には非常に大きな格差が存在し、法治精神にも合致しておらず、その不備とマイナスの影響は日増しに顕著となっていた。数年来、一部全国人大代表及び中国人民政治協商会議全国委員会委員からも議案等が提出されており、税法法定原則を早急に実施し、租税条例を法律に格上げすべしと指摘していた。また党の第18期3中全会では、税法法定原則を実施することを明確に要求し、この要求を徹底実施する租税立法を急いでおり、租税条例を法律に格上げする機は熟していた。

2014年12月全国人大常務委員会に上程された立法法改正案二審稿では、租税制度を独立した一号として、「税種、納税者、徴税対象、税額計算の根拠、税率及び租税徴収管理等の租税に関する基本制度」は法律でのみ規定できるとされていたが、常務委員会会議の中では異なる意見が提起された。

2015年3月の第12期全国人大第3回会議に上程された改正案では、租税に関する基本制度の内容が本条第6号に移され、「税種の徴収開始、徴収停止及び租税徴収管理に関する基本制度」と定めていた。審議過程では、租税に関する基本要素、特に税率を明確に列記すべきであるとの意見が一部代表から提起された。慎重な検討を経て、改正に関する決定では「租税に関する基本制度」の表記が「税種の設定、税率の確定及び租税徴収管理等の租税に関する基本制度」に修正されたものであり、この規定に基づき、租税に関する単行法では全て税率を規定しなければならない。本改正は「税法法定原則」実施に関する大きな進歩であり、今後の租税関連の単行法制定にとって重要な意義を有する<sup>16</sup>。

7) 非国有財産に対する徴収、徴用(第7号・一部改正)。徴収〔徴収〕は、公共利益に関する必要性のため、国が個人所有の財産を強制的に国有化することであり、徴用〔征用〕は、公共利益に関する必要性のため、強制的に公民の私有財産を使用することである。徴収と徴用の共通点は、いずれも公共利益に関する必要性のためであり、法定手続が必要であり、補償される点である。他方で相違点は、徴収が主に所有権の変更であるのに対し、徴用は使用権の変更のみという点である。徴収は国が被徴収者から直接所有権を取得し、その結果として所有権移転が発生するが、徴用は主に緊急事態に私有財産を強制的に使用することであり、緊急事態が収束すれば徴用財産は原権利者に返還する。

この点、旧立法法では、非国有財産に対する徴収は法律によってのみ制定することができる旨を定めており、これは主に非国有財産に対する徴収が公民、法人及びその他組織の財産の所有権移転に関わることが考慮されたものであった。

憲法では国有財産の保護とともに、その他公共財産及び公民個人の合法的財産の保

<sup>16</sup> 税法法定原則を確実に実施するために、全国人大法工委が先頭に立って「税法法定原則の徹底に関する実施意見」を起草し、2015年3月に当該実施意見が中国共産党中央委員会によって可決されている。実施意見では、新たな租税徴収を開始する場合、全国人大及びその常務委員会を通じて相応の租税に関する法律を制定しなければならないことが明確にされるとともに、現行15の租税条例につき、改正、法律への格上げ、又は廃止時期についての手配が行われた。実施意見によれば2020年までに関連の立法業務が完了する見込みである(前掲参考文献①51～52頁参照)。

護についても十分に重視しているところ、2004年憲法改正案では、私有財産保護と公共利益の必要性、公民の権利と国家権力との関係を正しく処理するため、法に基づく徴収、徴用に関する制度を定める<sup>17</sup>。こうして本改正では2004年憲法改正案の規定に基づき「徴用」が追加されている。

8) 民事に関する基本制度(第8号)。これは民事活動における最も主要な行動規範をいい、①民事主体、市場主体に関する制度(例えば民法通則、民法総則、会社法、外資企業法等)、②物権に関する制度(物権法、担保法、土地管理法等)、③知識財産権に関する制度(著作権法、専利法、商標法等)、④債権に関する制度(契約法、権利侵害責任法等)、⑤婚姻家庭、養子縁組、相続に関する制度(婚姻法、養子法、継承法等)を含む。

9) 基本経済制度並びに財政、税関、金融及び外国貿易に関する基本制度(第9号)。

10) 訴訟及び仲裁制度(第10号)。

11) 全国人大及びその常務委員会が法律を制定しなければならないその他の事項(第11号)。

「その他の事項」に関する立法も憲法が全国人大及びその常務委員会に付与した重要な職権である。憲法第62条は、全国人大が職権を行使する範囲として15項目を列挙する。このうち第14号までは具体的列挙方式により全国人大の職権が規定されているが、全国人大の最高国家権力機関としての地位・役割を考慮した場合、その権限を全て列挙するのは困難であるため、第15号では、全国人大が「最高国家権力機関が行使しなければならないその他の職権」を行使する権限を有する旨を規定する。同規定に基づき、全国人大は、自ら行使しなければならないと判断した場合には、それを行使する権限を有し、その中で法律を制定する必要があるものにつき、全国人大が立法を行う権限を有する。

全国人大及びその常務委員会のみが法律を制定できる「その他の事項」には次の内容が含まれる。①憲法で明確に規定されている、法律で規定すべき45項目の中で、本条各号には専属的立法権事項が明確に列挙されているが、それら以外は全て専属的立法権の「その他の事項」に属する。②憲法では特定事項について法律を制定しなければならないと規定していないが、関連法律中で当該事項につき法律で規定しなければならない旨を定める場合、当該事項は専属的立法権の「その他の事項」に属する。

※参考文献) ①38～58頁。②36～63頁。③28～50頁。④71～94頁参照。

#### 【国務院への授権による行政法規制定】

第9条 本法第8条で規定する事項に関する法律が制定されていない場合、全国人民代表

<sup>17</sup> 2004年憲法改正案の第10条3項は「国は、公共利益の必要性のため、法律規定に基づき土地に対する徴収又は徴用を行い、かつ補償をすることができる。」とし、第13条3項は「国は、公共利益の必要性のため、法律規定に基づき公民の私有財産に対する徴収又は徴用を行い、かつ補償をすることができる。」と定める(前掲参考文献①53頁参照)。

大会及びその常務委員会は、実際の必要性に応じてその中の一部事項についてまず行政法規を制定する旨を国務院に対して授権する決定権限を有する。但し、犯罪及び刑罰、公民の政治権利を剥奪又は人身の自由を制限する強制措置及び処罰、司法制度等に関する事項を除く。

本条は全国人大及びその常務委員会の専属立法事項の範囲内の事項につき、国務院に対する行政法規制定の授権に関する規定である。

### 1 行政法規制定に関する国務院の権限

行政法規制定に関する国務院の権限は、次の3つに大別できる。すなわち、

- 1) 法律の規定を執行するために行政法規を制定する必要のある事項（執行立法、例えば公民出入国管理法実施細則、租税徴収管理法実施細則等）。
- 2) 憲法第89条所定の18項目の国務院の行政管理職権に係る事項（職権立法、例えば預金保険制度を構築、適正化し、預金者の合法的権益を法により保護し、金融リスクを速やかに防止・除去し、金融安定を維持するために国務院が制定した「預金保険条例」等）。
- 3) 授権立法である。立法法では、第8条所定の事項について法律が制定されていない場合、全国人大及びその常務委員会が国務院に授権することを決定し、実際の要求に照らして、そのうちの一部事項について先行して行政法規を制定できるが、犯罪及び刑罰、公民の政治的権利の剥奪及び人身の自由の制限に関する強制措置及び処罰、司法制度等の事項は除外される（本条但書）。

※参考文献）前掲①59～64頁。②64～70頁。③50～55頁。④94～100頁参照。

決定五 第10条を二条とし、第10条と第12条として下記のように改める。

#### 【授権規則】

第10条 授権を決定する場合、授権の目的、事項、範囲、期限及び被授権機関が授権決定の実施において遵守すべき原則等を明確にしなければならない。

2 授権期限は5年を超えてはならない。但し、授権決定に別段の規定がある場合を除く。

3 被授権機関は、授権期限が満了する6ヶ月前までに、授権機関に対して、授権決定の実施状況を報告し、関係法律の制定が必要かどうかの意見を提出する。授権の継続が必要な場合は、関連意見を提出でき、全国人民代表大会及びその常務委員会により決定される。

本条は授権規則に関する規定であり、旧10条1項を修正し第2、3項が新設されている。

### 1 改正の意義

この点、旧立法法10条では授権立法に関する実際の状況と問題について規範化され、授権決定では授権の目的、範囲を明確にしなければならない旨を定めた。もともと、

授權立法に関する旧法規定は原則的であり、これまでの一部の授權範囲が著しく曖昧で、期限に関する要件がない等の問題点があったことから、本改正では授權決定において授權の目的・範囲を明確にするだけでなく、授權事項、期限及び被授權機関が授權に関する決定を実施する場合に遵守すべき原則等について明確にすることが要求された。この新规定は、全国人大及びその常務委員会が、授權決定において立法授權に関する基本的要素の統一的な規範化を行う上で有用であり、被授權機関が授權決定の要件に基づき厳格に立法するよう促すのに役立ち、被授權機関の立法活動に対する授權機関の監督強化の点でも有利である。

## 2 授權決定の内容（本条 1， 2 項）

- 1) 「授權の目的」とは、授權機関がその他の機関に対し立法に関する授權を行う場合の趣旨である。授權の目的は授權立法の前提であり、授權の目的を明確にすることにより、被授權機関が授權の目的を遵守して具体的規則を制定する上で有利となる。
- 2) 「授權事項及び範囲」とは、授權機関が被授權機関に対して立法を行うことを認めた事項及びその範囲である。授權事項及び範囲は授權の目的によって決定される。
- 3) 「授權期限」について旧法は明確に規定していなかったが、改正過程では、立法法で3年又は5年等と授權期限を明確に規定すべしとの意見が多数提出された。つまり、期限満了の場合、授權は即時に終了し、授權の継続が必要な場合は再度決定することができるが、通常の場合、授權立法は試験的に先行して行われるため、実務による検証を経て条件が熟すれば、速やかに法律を制定しなければならない。よって、授權立法には期限に関する要求が必要との指摘である。本改正では、授權期限が授權において確定すべき一内容であることが明確にされ、同時に授權期限は5年を超えてはならないが、授權決定で別途規定する場合を除く旨が追加されている（本条 2 項）。
- 4) 「被授權機関が授權決定の実施において遵守すべき原則」とは、被授權機関が付与された権限を行使する場合に依拠すべき準則をいう<sup>18</sup>。

## 3 被授權機関の報告義務及び授權継続（本条 3 項）

授權期限の満了時、授權立法に対していかなる処理を行うかについて規定する必要があることを考慮し、本改正では次の内容が追加されている（本条 3 項）。

- 1) 被授權機関の報告義務である。つまり、被授權機関は授權期限満了の6か月前までに、授權決定の実施状況について授權機関に報告し、関連法律を制定する必要があるか否かに関する意見書を提出しなければならない。かかる報告義務を規定した目的は、授權の継続又は関連法律を制定するための業務時間を残しておき、授權期限満了により法律適用に関する空白期間が生じるのを避ける点にある。

---

<sup>18</sup> 通常、授權決定では被授權機関が遵守すべき原則が明確にされている。例えば、1985年「経済体制改革及び対外開放における暫定的な規定又は条例制定を國務院に授權することに関する全国人大決定」では、授權を受けた國務院は「必要に応じて憲法に基づき、関連法律と全国人大及びその常務委員会の関連決定の基本原則に抵触しないことを前提に」暫定的な規定又は条例を制定できる旨定める（前掲参考文献①66～67頁参照）。

2) 授権継続に関する規定である。すなわち、授権継続が必要な場合、被授権機関は関連の意見書を提出することができ、全国人大及びその常務委員会が決定する。授権立法に関する事項について法律制定のための条件が整っておらず、授権立法を継続する必要があると被授権機関が判断した場合は、授権決定の実施状況について授権機関に報告するとともに、授権継続に関する意見書を提出し、授権機関、つまり全国人大及びその常務委員会が授権の継続について決定を行う。

※参考文献) 前掲①64～67頁, 同②71～73頁, 同③55～58頁, 同④100～102頁参照。

### 【授権の終了】

第11条 授権立法事項については、実務による検証を経て、法律を制定する条件が整った場合、全国人民代表大会及びその常務委員会が遅滞なく法律を制定する。法律が制定された後、これに対応する立法事項の授権は終了する。

本条は授権の終了に関する規定であり、旧法第11条と同内容である。

決定五 第10条を二条とし、第10条と第12条として下記のように改める。

### 【授権された権限の行使規則】

第12条 被授権機関は授権決定に基づいて、厳格に授権された権限を行使しなければならない。

2 被授権機関は授権された権限をその他の機関に移してはならない。

本条は授権された権限の行使規則に関する規定であり、旧法第10条2項、3項に修正を加えて単独の条項としている。

1 被授権機関は授権決定に基づき厳格に授権された権限を行使（本条1項）

授権立法を厳格に規範化し、授権された権限が合法的・合理的に行使されることを保証するため、被授権機関が授権された権限の行使について規範化する必要がある。そこで、本条では被授権機関は授権決定に基づいて厳格に授権された権限を行使しなければならない旨を明記した（本条1項）。

2 被授権機関は再授権を行ってはならない（本条2項）

全国人大及びその常務委員会が国務院に授権を行う場合、授権の効力は国務院に対してのみ発生し、その他機関に対しては発生しない。被授権機関は授権された権限につき、授権決定に従って真摯に行使することしかできず、授権事項についてさらにその他機関に再授権する権限はない。被授権機関が当該権限を必要としない、又は当該権限を行使する能力がない場合には、授権機関にその旨を提出することができ、授権機関は法律を制定する、又は当該権限の撤回を決定する。本条2項によれば、国務院は授権された権限について国務院所属部門、地方政府等に再授権を行ってはならない。

※参考文献) 前掲①69～70頁, 同②76頁, 同③59～60頁, 同④104頁参照。

決定六 一条を追加し、第13条とする。

【法律規定の暫定的調整・停止】

**第13条 全国人民代表大会及びその常務委員会は、改革発展のニーズに基づき行政管理等の分野の特定事項について、一定期間内に一部地方において法律の一部規定の適用を暫定的に調整又は停止する授権を決定することができる。**

本条は法律規定の暫定的調整・停止の授権に関する規定である（新設規定）。

1 本条の趣旨

1) 中国における法治建設と改革開放との間には密接な関係があり、立法と改革との関係、法律の安定性と変動性との関係を正しく処理することが、改革開放以降の法治建設に関わる重要課題である。法律の特徴は「定（定めること）」であり、法律の安定性を保持し、法律の権威を維持し、朝令暮改を生じさせないことが、法治に対する要求である。改革は発展の原動力であり安定を実現するための保障であるが、改革の特徴は「変（変わること）」にあり従来のルールを打破する必要がある。改革開放初期では法令が比較的少なく、しばしば改革の実践を先行させ、立法を通じて改革成果を強固なものにしてきた。中国的特色のある法律体系が既に形成され、国家及び社会生活の各方面で依拠する法律がある状況が総体的に実現した新たな出発点において、改革の意思決定を立法の意思決定と緊密に結び合わせ、調整を図りながら足並みを揃え、法治体制の上で改革を推進しなければならない。

2012年から2015年にかけて、改革をさらに深化させ、開放を拡大し、政府の機能を早急に転換させるため、全国人大常務委員会は一連の決定を可決し、改革が確実に法治体制の上で実施され、法治の枠組内で推進されるよう努めている<sup>19</sup>。

2) 党の第18期4中全会決定では、「立法及び改革に関する意思決定を相互に関連付け、重大な改革には法的根拠があり、立法が改革及び経済・社会の発展の必要性に主体的に適応する状況を実現する。実践を通じて実効性のあることが証明された場合、速やかに法律に格上げしなければならない。実践のための条件が整っておらず、先に試行の実施が必要である場合は、法定手続に基づき授権を行わなければならない。改革の要求に適応できない法令は、速やかに改正、廃止しなければならない」と提起された。この第18期4中全会決定の要求に基づき、上述の数年来の実践を総括して、立法と改革に関する意思決定の相互関連付けを実現すべく、本条が追加されたもので

<sup>19</sup> 具体的には、①2015年2月「北京市大興区等33のパイロット県(市、区)の行政区域における関連法律規定の実施の暫定的調整を国務院に授権することに関する全国人大常務委員会決定」、②2014年12月「中国(広東)、中国(天津)、中国(福建)自由貿易試験区及び中国(上海)自由貿易試験区の拡張区域における関連の法律が定める行政審査承認の暫定的調整を国務院に授権することに関する全国人大常務委員会決定」、③2014年6月「一部地域における刑事事件略式裁判手続パイロット事業の実施を最高人民法院、最高人民検察院に授権することに関する全国人大常務委員会決定」、④2013年8月「中国(上海)自由貿易試験区における関連の法律が定める行政審査承認の暫定的調整を国務院に授権することに関する全国人大常務委員会決定」、⑤2012年12月「広東省における一部法律が定める行政審査承認の暫定的調整を国務院に授権することに関する全国人大常務委員会決定」等である（前掲参考文献①70～71頁参照）。

ある。

## 2 授権事項・授権期限

- 1) 法律中の一部規定を暫定的に調整・停止することは、行政管理等の分野の特定事項に限定される。行政管理とは、国の行政機関による社会公共事務に対する管理をいい、行政管理事項の範囲は比較的広範であり、経済建設、文化教育、公共整備、社会秩序、公共衛生、環境保全等が含まれる。授権決定の内容は行政管理分野等に限られるとともに、改革の発展に関する特定事項でなければならず不特定事項への包括授権は許されない。
- 2) 法律の一部規定の適用を暫定的に調整・停止することは、改革発展の必要性に基づき先行的に行う試行である。よって、暫定的であることを強調し、授権期限に関する規定（いわゆる「サンセット条項」）を定めなければならない。かつ試行実施期間も長すぎてはならず、本改正決定の授権は「暫定的」要件を遵守しなければならない<sup>20</sup>。

## 3 報告制度

法律の一部規定の適用を暫定的に調整又は停止することは、通常は試行的な改革措置であり、その目的は全面的改革に向けて実践経験を蓄積することである。よって、試行期間の満了時には速やかに試行業務に対する総括・評価を行い、かつ相応の処理を行わなければならない。この点につき本条は明確に規定していないが、全国人大常務委員会の授権決定中では、被授権機関は速やかに試行業務に関する経験を総括し、かつ関連法律規定実施の暫定的調整に関する状況について、全国人大常務委員会に報告することが明確に定められている。実践を通じて実施可能であることが証明された場合、関連法律について改正、整備を行い、調整すべきではないことが証明された場合には、関連法律規定の施行を試行前に戻す。

※参考文献) 前掲①70～73頁, 同②77～80頁, 同③60～62頁, 同④104～107頁参照。

## 第3 『第二章 法律 第二節 全国人民代表大会の立法手続』

### 【関係機関による法律案提出】

第14条 全国人民代表大会主席団は全国人民代表大会に対して法律案を提出することができ、全国人民代表大会会議が審議する。

2 全国人民代表大会常務委員会, 國務院, 中央軍事委員会, 最高人民法院, 最高人民檢察院, 全国人民代表大会の各専門委員会は、全国人民代表大会に法律案を提出することができ、主席団が会議への上程を決定する。

### 【代表団又は代表員連名による法律案提出】

第15条 1つの代表団又は30名以上の代表員の連名によって、全国人民代表大会に法

<sup>20</sup> 前掲注19) 記載の全国人大常務委員会が可決した5つの授権決定を見ると、いずれも授権期限について規定しており、基本的に2～3年とされている。

律案を提出することができる。主席団は、会議に上程するかどうかを決定し、又は先に関連専門委員会の審議にかけて会議に上程するかどうかについての意見を提出させた上で会議に上程するかどうかを決定する。

2 専門委員会は審議の際、提案者を招請して会議に列席させ、意見発表を求めることができる。

本章第二節は全国人大における立法手続を規定する<sup>21</sup>。立法法及び関連法の規定によれば、全国人大及びその常務委員会による法律制定には、①法案の提出→②法案の審議→③法案の表決→④法律の公布の4つの段階が含まれるところ、法律制定手続の第1段階に位置づけられる法律案提出と当該法律案をめぐる手続は第14条～第17条が規定する。このうち、第14条が関係機関による全国人大に対する法律案提出に関する規定、第15条が代表団・代表員連名による法律案提出に関する規定である。

決定七 第14条を第16条に改め、一項を追加する。

【常務委員会による法律案先行審議・全国人大代表の意見徴求】

第16条 全国人民代表大会に提出する法律案は、全国人民代表大会閉会期間においては先に常務委員会に提出することができる。常務委員会会議は本法第2章第3節で規定する関連手続に基づく審議の後、全国人民代表大会に対して審議を求めることを決定し、常務委員会が全国人民代表大会全体会議に対して説明を行うか又は提案者が大会全体会議に対して説明を行う。

2 全国人民代表大会常務委員会は前項規定に基づき法律案を審議し、様々な形式によって、全国人民代表大会代表の意見を徴求し、かつ関連状況を報告しなければならない。専門委員会及び常務委員会工作機構が立法調査研究を行うに際しては、関連する全国人民代表大会代表を参加させることができる。

本条は、全国人大閉会期間中における、全国人大に提出する法律案に対する常務委員会の先行審議に関する規定であり、本改正では第2項が追加されている。

全国人大に提出する法律案は、全国人大閉会期間中は、まず常務委員会に提出し、常務委員会審議を経た後に全国人大審議に提出することを決定できる。提出された法律案は、まず常務委員会において立法法第2章第3節の手続（すなわち常務委員会が本来担当する非基本法律に関する審議手続）に従って審議され、全国人大の審議に提出されることが決定された場合には全国人大により更に立法法第2章第2節の手続に従って審議される。

1 全国人大に提出する法案につき先に常務委員会に提出して審議を行うことが可能

1) 全国人大は毎年1度会議を開催し、全国人大常務委員会が招集する（憲法61条）。会議は毎年第1四半期、一般に毎年3月上旬に開催される。憲法・法律は会期について規定していないが、従前の全国人大開会期状況から見ると、一般に半月で、最短で5

<sup>21</sup> 1978年以降2015年3月の立法法改正までの間に、全国人大が、可決、改正を行った法律案（憲法及び憲法改正案を含む）は計58であった。このうち有効なものは38であり、2015年3月当時の有効な法律計243の15%を占める（前掲参考文献①36頁参照）。

日、最長では26日である。大会は毎年1度しか開催されずかつ会期も比較的短いため、国家権力機関の役割を十分に発揮させて国家権力行使の連続性を保障するために、全国人大は常務委員会を設置している。常務委員会は全国人大の常設機関であり、大会の閉会期間に国家権力を行使する。常務委員会は一般には毎年6度、偶数月に会議を開催する。代表大会で審議される法案を優れた内容にするために、本条1項は、大会提出法案は、大会の閉会期間に、先に常務委員会に提出し、常務委員会が先行審議できる旨を定める。憲法の関連規定に基づき、全国人大は刑事、民事、国家機関及びその他内容に関する基本法律の制定及び改正を行うため、これらに関する法案は、大会に提出しなければならないが、大会会期に制限があることから、1年のほとんどの時間は大会に法案を提出することができない。そこで、大会提出法案について十分な審議が行われるようにするため、大会の閉会期間中に先に常務委員会に提出することが認められる。

- 2) 先に常務委員会に法案を提出できる主体は、全国人大に法案を提出する権限を有するとともに、常務委員会に法案を提出する権限を有する主体でなければならない<sup>22</sup>。
- 3) 実務から見ると、大会に上程される法案は、通常は毎年8月又は10月に常務委員会に上程され、常務委員会会議による審議の後に、各地及び各関係部門に配布して意見を募集する。法律委員会は常務委員会委員の審議意見書、関連専門委員会の審議意見書及び各方面から提出された意見書に基づき、統一的に審議を行い、改正意見書を提出する。具体的手続は本法第2章第3節で規定されている関連手続である。一般に常務委員会が2度以上の会議を開催して審議を行った後、常務委員会が大会への上程を決定する。

## 2 法案に関する代表からの意見募集（本条2項・新設規定）

- 1) 常務委員会が本条1項に基づき法案審議を行う場合、各種形式を通じて全国人大代表から意見を募集しなければならず、その中には書面での募集、座談会開催による募集等の形式が含まれる。実務では、代表からの意見募集は主に法案の書類資料を郵送し、代表のメールボックスを通じて電子データを送信し、省級人民代表大会常務委員会が代表を集めて法案勉強会を開催する等の形式が採用されている。代表は代表のメールボックスを通じて法案意見に返答でき、また書面で全国人大常務委員会法制工作機構に対して意見をフィードバックでき、省級人民代表大会が開催した代表による勉強会で意見を発表することもできる。現在、常務委員会が審議後に全国人大への上程を決定した法案につき、常務委員会による上程決定後と大会での審議前においても、代表を集めた法案勉強会〔代表研読〕が開催され、全国人大代表からの意見の募集が行われるが、これは既に一種の新常態（ニューノーマル）となっている<sup>23</sup>。

<sup>22</sup> 例えば、大会主席団は大会の開催期間のみ存在し、大会の閉会期間には存在しないことから、常務委員会に法案を提出する問題は当然存在しない。代表団も大会の開催期間のみ活動を実施し、大会の閉会期間は代表団形式では活動を行わない。よって、代表団も常務委員会に法案を提出することはできない。

<sup>23</sup> 常務委員会では一般に12月開催時に法案の大会上程を決定するため、代表による勉強会は翌年1月

2) 全国人大代表は最高国家権力機構の構成員である。代表の主体としての地位を十分に尊重し、立法における代表の役割を發揮させなければならない。立法における調査研究は立法過程で意見聴取する重要な形式であり、専門委員会及び常務委員会工作機構は立法における調査研究を行う場合、関連の全国人大代表を招いて参加させることができる。これにより専門委員会及び常務委員会工作機構は代表の意見、特に関連分野、基層の代表の意見を直接的かつ十分に聴取できるだけでなく、代表が調査研究を通じて関連分野、特に基層における人民一般の意見を直接的かつ広範に聴取し、反映することができ、代表の職務をさらに円滑に履行できるようになる。数年来、全国人大常務委員会は立法における調査研究の中で、代表の意見を非常に重視しており、代表が立法における調査研究に参加することも、既に立法業務における新常態である。

※参考文献) 前掲①81～84頁、同②88～91頁、同③68～70頁、同④113～115頁参照。

#### 【法律草案の事前配布】

第17条 常務委員会が全国人民代表大会會議に審議を求めることを決定した法律案は、會議開催の1か月前に法律草案を代表員に配布しなければならない。

#### 【代表団による法律案審議】

第18条 全国人民代表大会會議に上程された法律案は、大会全体會議が提案者の説明を聴取した後、各代表団が審議を行う。

2 各代表団が法律案を審議するとき、提案者は関係者を派遣して意見を聴取し、質問に回答しなければならない。

3 各代表団が法律案を審議するとき、関連機関及び組織は代表団の請求に基づき関係者を派遣して状況を説明しなければならない。

#### 【専門委員会による法律案審議】

第19条 全国人民代表大会會議に上程された法律案は、関連する専門委員会が審議を行った上で主席団に審議意見を提出し、かつ會議に対して書面を配布する。

#### 【法律委員会による法律案の統一審議】

第20条 全国人民代表大会會議に上程された法律案は、法律委員会が各代表団及び関連専門委員会の審議意見に基づき法律案に対して統一審議を行い、主席団に審議結果報告及び法律草案の修正稿を提出し、重要な意見の不一致については審議結果報告中で説明を加えなければならない。主席団會議の審議を通過した後、會議に対して書面を配布する。

#### 【主席団常務主席による重大問題に関する代表団団長會議】

に開催される。代表による勉強会の後、省級人民代表大会常務委員会は当該省の全国人大代表の勉強会に関する状況について書面で全国人大常務委員会に報告し、全国人大常務委員会法制工作機構は代表による勉強会の意見を収集、整理し、かつ関連状況についてフィードバックを行う（前掲参考文献①84頁参照）。

第21条 全国人民代表大会会議に上程された法律案について必要があるとき、主席団常務主席は各代表団団長会議を招集し、法律案に関する重大問題について各代表団の審議意見を聴取し、討論を行った上で討論状況及び意見を主席団に報告することができる。

2 主席団常務主席は、法律案に関する重大な専門的問題について、代表団が選出した関連の代表を招集して討論を行った上で、討論状況及び意見を主席団に報告することができる。

第17条は会議開催の1か月前の法律草案の事前配布に関する規定である。また法律制定手続の第2段階たる全国人大における法律案審議としては、①各代表団審議(第18条)、②関連専門委員会審議(第19条)、③法律委員会による統一審議(第20条)、④代表団団長会議(第21条)、⑤大会全体会議での審議(第18条)が規定されている。

#### 【法律案の撤回】

第22条 全国人民代表大会会議に上程された法律案が表決に付される前に、提案者が撤回を請求する場合には、理由を説明し、主席団の同意を得た上で大会に報告しなければならない。当該法律案に対する審議は直ちに終了する。

#### 【常務委員会に対する授權による重大問題の追加検討と審議】

第23条 法律案審議中に重大な問題があり更なる検討が必要な場合、主席団の提出を経て、大会全体会議の決定によって、常務委員会に対して代表員の意見に基づいて更に審議して決定を行い、決定状況を全国人民代表大会の次回会議で報告することを授權することができる。また常務委員会に対して代表の意見に基づいて更に審議し、修正案を提出し、全国人民代表大会の次回会議で審議決定を求めることを授權することもできる。

第22条は全国人大会議に上程された法律案が提案者から撤回された場合の手続、第23条は全国人大における法案審議は、一般に会議で一度審議した後、直ちに表決が行われるが、法案審議の中で重大問題があり更に追加検討が必要な場合の処理について定める。

#### 【法律案の表決】

第24条 法律草案の修正稿は各代表団による審議を経た後、法律委員会が各代表団の審議意見に基づいて修正を行った上で、法律草案の表決稿を提出し、主席団が大会全体会議に提出して表決を決め、代表員全員の過半数により採択される。

#### 【通過した法律の公布】

第25条 全国人民代表大会を通過した法律は、国家主席が署名し主席令として公布する。

法律制定手続の第3段階のうち第24条は法律案の表決手続、第25条は通過した法律の公布に関する規定である。以上の第17条～第25条は旧法規定と同内容である。

(つづく)